

アリストテレス『ニコマコス倫理学』第一巻一

二章における倫理的論究の位置づけの問題⁽¹⁾

——プロネーシス論研究への予備的考察——

石井雅之

一

アリストテレスのプロネーシス(*prohairesis*)論が、哲学史上、様々な問題を提示し、現代に至るまで多くの議論の展開を促してきたことは、周知のとおりである。しかし、それでもなお、アリストテレス自身の展開したプロネーシス論そのものについては、次のような根本的問題さえ、十分に解明されてはいないように思われる。

すなわち、アリストテレスが『ニコマコス倫理学』第六巻において史上初めて「プロネーシス」を「ソピアー(*oophia*)」から峻別しようとするに至った、あるいは峻別しなければならなくなったのは、いかなる理由によるのか、という問題である。この問題を解明するためには、少なくとも次のようなことを考察してゆかなければならないであろう。すなわち、アリストテレスが「プロネーシス」を峻別しようとしたとき、(一)いかなる問題をプラトンをはじめとする先達から継承して問題として持っていたのか。(二)いかなる

る体系的見通しを持っていたのか。(三)その体系的見通しゆえに、その継承した問題をいかなる仕方にとらえたのか。(四)そのような体系的見通しを持ち、問題をそのようにとらえたがゆえに、問題をいかなる仕方でも解決しようとするようになったのか。(五)それによって、いかなる地平を開くことになり、あるいはまた他方において、いかなる地平を閉ざすことになったのか。以上のような問題である。

このような問題の立て方をするとき、それは、問題の性質上明らかに、旧来の用語に言うところの「体系的」観点と「発展史的」観点との両方から総合的にとらえ直されなければならないであろう。そして、われわれは、さらに、著作の成立史をも考慮しなければならないと思われるのである。

著作の成立史を考慮するということは、著作のいわば外面的な要素に目を向けることのみを意味するものではないであろう。少なからぬ場合においては、内容に関する深い理解が加わってこそ、成立

史に展望が開けてくると思われるのである。ここでは、成立史の解明そのものが意図されるわけではないが、問題解明のための不可欠の要素として、内容面から成立史を注視する態度を大事にしたいのである。具体的に言えば、次のような態度といえよう。すなわち、各文書において、どこからどこまでの論述がそれ以上分断できない一続きの思索の跡を呈示しているのか、さらに、そのいわば最小の単位となる思索の跡は、他のどの単位と、いかなる意味において連関を持っているのか、といったことを判別しようとする態度である。

そして、そうした態度を保持しつつ、先の(一)〜(五)のようなことを、それら思索の局面局面について個別に吟味してゆくのである。そのうえで、個別に吟味した結果を、継時的な思索の展開(これは場合によっては「発展」といえることもあるであろう)としてとらえ直そうとする態度が求められてくると思われるのである。ただし、単位となる思索の跡の成立順序ということを直接的に問題にしようとするならば、多くの場合、決定的な結論は導き出されないことが予想されよう。敢えて結論を求めれば、独断論に陥らざるをえないことは、研究史の示すところといえよう。それゆえ、思索の展開をとらえ直そうとすることも、思索の各局面についての個別的吟味を離れてすることは危険だと考えられる。あくまでも、個別の吟味を提示することによる限りで、それらをつなぐ思索の展開の全貌を浮かび上がらせることができるように努めるといいう方法をとるべきだと考えられるのである。

本稿は、右のような問題を、右のような観点に立つてとらえ直し、解明しようとする仕事の一環となる。筆者は先に、その第一歩とし

て、『ニコマコス倫理学』第一巻における「ポリテーケー (πολιτική) (政治術)」の導入過程を読み解く際の問題点の一部について論じた⁽³⁾。本稿は、その続編の一つとして、同書同巻に言われる「ポリテーケー・ティス (politikḗ tēs)」の解釈にまつわる問題点について論じる。それによって、プロネーシス論の研究全体に対するひとつの予備的考察を提示しようとするのである⁽⁶⁾。

二

ところで、プロネーシス論の解明のために当面のところ「ポリテーケー」に着目している理由は、ほぼ次のようなことである。すなわち、プロネーシス論が展開される『ニコマコス倫理学』第六巻は、或る部分を除いて、少なくともその主要部分は、或る特定の時期に集中的に論じられたものと考えられる。しかも、同巻は、前後の巻からの内容的独立性を感じさせ、かつまた、いわゆる帰属問題を有する巻でもある。とすれば、同巻においてプロネーシス論が試みられる経緯を考察しようとするときには、他の箇所の所論との比較ということが、少なくとも一つの視点として求められてくるであろう。ところが、問題のプロネーシス論は、アリストテレス独自の理論であるというだけでなく、『ニコマコス倫理学』第六巻に特有の理論であり、他の箇所には見られないという事情がある。そこで、一つの打開策として、プロネーシス論と、他の何らかの箇所における論究とで、根本的に共通するような論点を見いだし、それを支点として、プロネーシス論が試みられる前後の思索の展開の跡を考察するという方が考えられる。そのような論点の一つとして、「ポ

リーティケー」の位置づけの問題がさしあたり注目されるのである。

それは、次のようなことを考え合わせてのことである。第一に、「ポリリーティケー」の位置づけをめぐる議論は、『ニコマコス倫理学』に属することが疑いのない第一巻、しかもその端緒をなす箇所（第一～二章）と、ほかならぬプロネーシス論（これを含む第六巻は、帰属問題を有する巻であった）の一面面に特徴的なものであると考えられること。第二に、「ポリリーティケー」の位置づけの問題を扱う際の論調が、第一巻と第六巻とで異なるように思われること。第三に、「ポリリーティケー」の位置づけの問題に取り組みに当たって、アリストテレスは、プラトンをいしは他のアカデメイアの人々の問題設定を何らかの意味で批判的に継承していると推察されることである。以上のようなことを考え合わせるとき、「ポリリーティケー」の位置づけの問題は、「プロネーシス」の峻別を試みようとするアリストテレスの思索の展開を考察するための、一つの試金石とすることが予想されるのである。

三

さて、われわれがこれから取り上げようとしている「ポリリーケー・ティス」という呼称は、『ニコマコス倫理学』第一巻第二章末尾（一〇九四b一）において、同書に記録されている論究の学問的位置づけを示唆するように用いられているものである。この呼称が用いられるに先立っては、プラトンをいしは他のアカデメイアの人々のものと思われる何らかの説を念頭においた議論が展開されている。その中において、「ポリリーティケー」の、或る位置づ

けが与えられており、「ポリリーティケー・ティス」という呼称は、それを踏まえて用いられていると考えられるのである。そして、その際、「ティス」の付加によって、予め呈示された「ポリリーティケー」の何らかの区別が示唆されているものと解されるのである。

解釈上、以上の点は疑われないとする限り、「ポリリーティケー・ティス」という呼称が用いられてくる局面は、プラトンその他の言う「ポリリーティケー」に対する、アリストテレスの批判論を示唆するものであることが推察されてくるであろう。その場合、その局面は、「プロネーシス」が峻別されてくる局面で取り組まれていたのと根本において共通する問題が浮かび上がってきている重要な局面だと見ることができないのではないだろうか。というのも、プロネーシス論は、およそ「ポリリーティケー」と言われるものが論じられるのと同じ問題領域にかかわっており、かつまたそれは、ソクラテス・プラトンの伝統との対決の過程において打ち立てられようとしたと考えられるからである。

以上のごとくとすれば、「ポリリーティケー・ティス」という呼称が用いられてくる箇所について、先にプロネーシス論について提起した（一）～（五）に準ずる事柄を読み解くことができたならば、アリストテレスの思索の展開の解明に資するところ少なからぬものがあるはずである。

四

さて、われわれは、その問題の箇所についてそれらの事柄を読み解くことをめざすのである限り、次のような点を慎重に考慮しなけ

ればならないであろう。

第一に、各用語が、いかなる立場の用法において用いられているのか、という点である。問題の箇所論述には、他説を批判するという意図と、自らの説の見通しを示して見せるという意図との両方が含まれていると考えられる。とすれば、各用語について、批判すべき他説の立場の用法なのか、それとも自らの体系的見通しに適合させた用法なのか個別的に吟味されなければならないであろう。言葉は同じであっても、用法を使い分けられていることもありうるわけである。

第二に、「ポリーティケー・ティス」という呼称が用いられてくる文脈である。先に指摘したように、「ポリーティケー・ティス」という呼称の使用は、先行箇所において呈示された「ポリーティケー」の或る位置づけを踏まえていると考えられる。とするならば、「ポリーティケー・ティス」は、前もって呈示された「ポリーティケー」に共通する何かを何らかの意味で有するがゆえにその名を一部に持つのであり、他方、異なる何かを何らかの意味で有するがゆえに「ティス」を付されているとも考えられるであろう。そして、その先行箇所の「ポリーティケー」は、ブラトンないし他のアカデミアの人々の用法によるものと見られるのである。ところで、その「ポリーティケー」に対する、アリストテレスの批判論の核心を明らかにすることは、われわれの意図の主要部分をなすと考えられる。そうである以上、われわれは、その場合の共通点と相違点の何であるかを明らかにすることを試みるべきであろう。そして、その共通点と相違点については、どちらを説明する鍵も、第一―第二章の

文脈に（そこだけではないとしても）あると思われるのである。そのくんだりには、それを示唆するべく周到な準備のもとに論述されると考えられるのである。

五

さて、以上のような研究方針の必要性は、研究史を顧みるとき、現在もなお、確認されるべきだと思われるのである。

旧来の解釈の多くは、或る箇所では「発想や理論が他の箇所にもなければならぬ」という前提を立てることによってなされたり、あるいは、知らず知らずのうちに或る箇所の発想や理論を別の箇所に持ち込むことによってなされたりしていたと考えられる。後者のような場合は、明らかに、方法に関する反省が不足していると言わなければならない。一方、前者のような場合は、もし、そうした前提を一つの作業仮説として、当該箇所に表明されている限りのこととそうでないこととの別を念頭においたうえで、アリストテレスの体系的見通しを展望する意図のもとになされるのであれば、意義あるものとなることもあるかもしれない。しかし、もしそれが、当該箇所に表明されている限りのことの説明としてなされるのであれば、それは誤りに陥ると言ってもよいであろう。

以上のようなことは、第一―第二章の「ポリーティケー・ティス」という呼称が用いられてくる箇所についても当てはまる。むしろ、そのようなことが当てはまる典型的な箇所がここだと言うべきかもしれない。とすれば、この箇所について、先に提起した(一)―(五)に進ずる事柄を、様々な観点を考慮したうえでより正確に読

み解こうとするとき、現在とりわけ省察する必要があるのは、その、当該箇所に表示されている限りのこととそうでないこととの区別であると考えられる。そして、その省察のためには、当該箇所の文脈を慎重に考慮することこそが必要だと考えられるのである。

六

さて、問題の「ポリリーティケー・ティス」については、古来、様々な解釈がある。以下において、それらの解釈のいくつかを若干ながら吟味し、それを通じて、解釈上の問題点をより具体的に示し出すことを試みよう。

解釈(一) 「ポリリーティケー」の種ないし部分は三つある。国家にかかわるもの、家にかかわるもの、個人にかかわるものの三種である。倫理学書における論究は、そのうちの個人にかかわるものにはかならない。したがって、「ティス」は、三種のうちの「一種のものであることを意味していると解される。⁽¹³⁾

解釈(一)に対しては、次のように言わなければならない。このような解釈は、明らかに、当の文脈にない事柄を持ち込んでいる。たしかに、ここには、「善」というものについて、「個人にとって」と「国にとって」という二つの場合を比べて見るという視点はある(二〇九四b七〜一〇)。しかし、それにもとづいて「ポリリーティケー」をいくつかの種に分けるということは、決してなされてはいないのである。⁽¹³⁾

解釈(二) 「ティス」を付加することによって、一般的・通俗的用法における「ポリリーティケー」との区別を表そうとしていると

解される。すなわち、一般的・通俗的用法においては、「ポリリーティケー」は、政治上の实际的・実用的知識を意味するが、ここでは、先行箇所に表示されているような、諸技術の最上位に位置する「アルキテクトニケー」(ἀρχιτεκτονική)〔統括的技術〕としての資格を持つ知であるということが重要なのである。ひいては、「ポリリーティケー・ティス」は、第六卷第八章(一一四一b二五)に「アルキテクトニケー」として位置づけられてくる「立法術」(あるいは、それを少なくとも含むもの)とも見なされてくる。⁽¹⁴⁾

解釈(二)に対しては、次のように言わなければならない。この解釈は、「ポリリーティケー」に関して、最上位の「アルキテクトニケー」としての資格を重視することによって、先行箇所との連関を考慮に入れたものといえる。その点については、評価されるべきであらう。

しかし、なお、次のような問題点を含むと考えられる。

①「アルキテクトニケー」の資格の解釈に当たって、第六卷第八章の所論を持ち込むことの根拠は何か。

②一般的・通俗的用法との区別が、「ティス」の付加の意図であるとする、先行箇所に表示されたような位置づけを持つ「ポリリーティケー」との共通性ばかりが強調されすぎるのではないか。そうすると、この箇所の論述は、アリストテレスの倫理学的論究の独自の出発点をなす論述としては、弱くなりすぎるのではないか。なぜなら、先行箇所は、プラトンをいしは他のアカデメイアの人々の文不文の教説を念頭において語られていることが、相当の明らかさをもって推察されるからである。

③ 先行箇所に表示された「ポリリーティケー」との共通性として、「アルキテクトニケー」の資格を重視することが、当面の倫理学的論究を「立法術」(ないし「立法術」を含むもの)と見なすことに直結するとするならば、実際のその内容がのちに正に「エーティケー (ἠθική)」ならし「エーティカ (ethica)」と呼ばれるようなものになっていくことと、どう符合するのかが。

以上のような問題点が残されていると言わなければならぬ。

解釈(三) 当面の論究は、『ἠθική』と呼ばれるものであり、これは、『la loi morale』を確定するものである。そして、『la politique』は、『ἠθική』が確定した『la loi morale』を基礎として、それにもとづいて『une loi de l'État』を確定することになる。このような仕方では、『ἠθική』と『la politique』は結合し、ひとつの全体すなわち『la nomothétique』を形作っている。そこで、その全体から当面の論究『ἠθική』を区別し出すために、ここで「テイス」が付されていると解される。⁽¹⁵⁾

解釈(三)は、第六卷第八章の所論をこの箇所の解釈に持ち込むことに對する批判を経たうえで打ち立てられている。しかも、解釈(二)にあった問題点③については、当の解釈そのものが、正にその解決に当てられていると見られるのである。⁽¹⁶⁾

それでは、先行箇所との連関についてはどうであろうか。これは、やはり、十分浮かび上がってこないと言わなければならないであろう。というのも、先行箇所での設定にもとづく限りでは、『ἠθική』を基礎に置いた『la politique』というような「ポリリーティケー」は、呈示されえないのである。したがって、「テイス」の付加は、

『ἠθική』と『la politique』を合した全体から前者を区別し出すものであると解する限り、先行箇所の「ポリリーティケー」との連関は浮かび上がってこないのである。

以上、吟味としては極めて簡単であるが、少なくとも次のことは示したと思う。第一に、旧来の解釈は、他の箇所の論述に示された発想や理論を、今問題にしている箇所の解釈に無批判に適用する傾向のあったこと。第二に、先行箇所との脈絡については、未だ十分解明されたとは言い難いことである。

七

さて、以上によってやや具体化されてきた問題点を念頭におきながら、次に、第一―二章において「ポリリーティケー」の或る位置づけが呈示されてくる過程を読み解く際の要点を、先に言及した既発表の拙稿を踏まえたうえで、おさえてみることにする。⁽¹⁷⁾

(A) 諸技術の特質と関係に関する要点

① 前提に据えられた、個々の知のとらえ方は、「技術」をモデルとしたとらえ方である。(このことは、一〇九四a六以下に示される具体例から明らかになる。)

1a この「技術」は、第六卷に規定される「テクネー (τέχνη)」ではない。――第六卷に示されるような三様の知とそれらのかかわる三領域と見なされているもの、すなわち、

(α) 「テクネー」(技術)と「ポイエーシス (ποίησις)」(製作ないし制作)、

(β) 「エピステーメー (ἐπιστήμη)」(理論知)および「ソפיア

「σοφία」(知恵)と「θεωρία」(観想)、

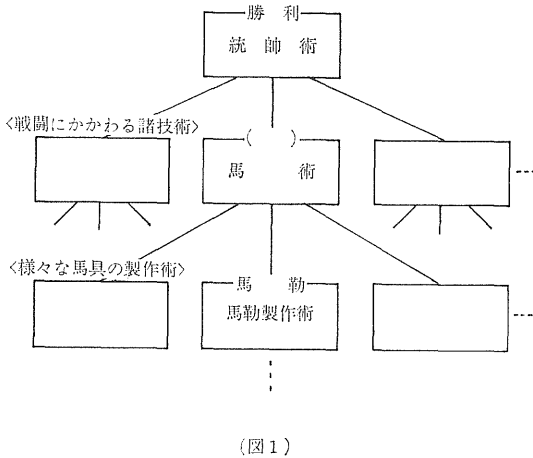
(γ)「προνοήσις」(思慮)と「πρακτικὴς (πραξις)」(行為)に対する言及が、この箇所を読み取られるべきではないということである。つまり、冒頭の一文の中の「技術 (τέχνη)」が(α)に、「研究 (ἄγνοσις)」が(β)に、「行為と選択 (ἐπιλογὴ καὶ αἵρεσις)」が(γ)にそれぞれ対応させられていると見るべきではないということである。

1b そのような知のとらえ方は、プラトンの他のアカデメイアの人々の教説を念頭において提示されている。しかし、決して、その教説に依拠した論であるわけではない。——この箇所が、『ポリテイコス』をはじめとするプラトンの対話篇の所論あるいはアカデメイアの何らかの教説を念頭において論じられていることは、相場の明らかさをもって推察される。しかし、決して、それが援用されているわけではないことである。実際、以後決してそれに依拠した論が展開されてはいっていないのである。つまり、それが、アリストテレスの是認するものであったというわけでは必ずしもないと考えられるわけである。むしろ、アリストテレスは、それをいわば叩き台として問題点を露呈させることによって、独自の展望を示そうとしているように思われるのである。

1c この場合、知は行為と密接に結びついたものとしてとらえられている。——冒頭の一文の「同様(に)また行為と選択も……」は、第六巻に示される三領域の一つを指すものではない。それは、知(「技術」、「研究」)がとらえられる際、行為がそれと密接に結びついたものとして考えられていることを示していると解されるのである。

1d この場合、「知と行為」に、目的の自明性が認められている。——たとえば、「医術」であれば、それは必ず健康を目的とするものであり、また逆に、健康を目的とする技術である以上、それは「医術」にほかならないのである。このように、技術をモデルとした場合、「知と行為」と目的が、一対一に対応するというのである。

②その関係とは、いわば上下関係である。すなわち、各目的の間、したがってまた各「技術と行為」の間に成立している支配と従属の関係である。——①のようなとらえ方をした場合、各技術の間に、



(図1)

或る支配—従属の關係が構成されているのが觀察される。その事実が着目されるのである。テキストに提示されている例を図示すれば、図1のごとくである。

(B)「ポリリーティケー」と諸技術との關係に関する要点

下位の諸技術間に成立している支配—従属關係を「ポリリーティケー」にまで延長しようとするとき、そこに或る種の断絶が生じてくる。——(A)の②(図1)のような、諸技術間の支配—従属關係が注目されると、それとの類比にもとづいて、その關係を一気に拡張することによって、全技術を支配する統括的技術が想定されてくる。「ポリリーティケー」の位置は、そこにあるというのである。

「さて、もし以上のとおりであるとすれば、その目的は、いったい何であるのか、そして、いかなる知識ないしは能力に属するものなのかを、輪郭だけでも把握するよう試みなければならぬ。ところでそれは、最も權威ある最高度に統括的なものに属すると思われるであろう。そのようなものとは」といふと、政治術(ポリリーティケー)であると見られているのである。」(一〇九四a二四—二八)

ここでは、下位の諸々の「技術と行為」に伴う「欲求(desires)」(一〇九四a二二参照)のすべてが究極的にもむく先に位置する目的が、「善」(ἀγαθόν)「なほ、しは」「最高善」(εὐδαιμονία)として予め想定されており(一〇九四a一八—二二)。その究極目的にかかわる技術の名の候補として「ポリリーティケー」なるものが持ち出されてきているのである。

しかし、実際には、その「ポリリーティケー」なるものと下位の諸

技術との間には、或る種の断絶があると言わなければならないのである。というのは、下位の各技術領域の支配—従属關係においては、より下位の技術の目的はより上位の技術の目的を志向しているということを自明のこととして語ることができるのであり、また実際そのように語られている。しかし、「ポリリーティケー」の直下に従属する技術の目的が、「ポリリーティケー」の目的を、少なくとも無条件に志向しうるかといったら、答えは否であろうからである。なぜなら、「ポリリーティケー」の目的が「最高善」であるという限りにおいては、下位の技術と目的はそれを志向しているといえるかもしれない。しかし、その実質、すなわち「最高善とは何であるか」については自明性はなく、異論があるのである。下位の諸技術の目的も、或る意味において「善」なのであり、その目的の自明性とは、その「善」の実質について言われるのである。つまり、統帥術なら、「統帥術に固有の目的としての善とは何であるか」が自明なのである。しかし、「最高善」についてはそうではない。「最高善とは何であるか」ということは括弧に入れたまま、それを目的とする知としての「ポリリーティケー」が、諸技術の支配—従属關係の頂点に位置づけられるのである。したがって、「ポリリーティケー」は、(i)その目的が自明ではなく、むしろ探究の対象であること、(ii)探究されたその目的が、下位の目的系列に見られる欲求の最終的志向と一致するとは限らないこと、この二点において、下位の技術領域における統括的技術とは異なってくるのである。

八

さて、「ポリリーティケー」の或る位置づけが呈示されてくる過程を読み解く際の要点を以上のように見るとき、いかなる事柄が浮き彫りにされてくるであろうか。さしあたっては、次のことを確認してみたい。

(一) 技術知の特質を踏襲したまま「ポリリーティケー」を位置づけようとする不都合が生ずることが露呈されている。

(二) その場合、アリストテレスは、意図的に、不都合の生ずることが露呈されるように述べていると思われる。

(三) 不都合が生ずることを意図的に露呈させているにもかかわらず、アリストテレスは、その直後において、「ポリリーティケー」の語を、自らのなそうとしている論究の呼称に含ませて用いているつまり、ほかならぬ「ポリリーティケー・ティス」という呼称を用いている。

(四) 「ポリリーティケー・ティス」という呼称は、その直前に呈示された、「ポリリーティケー」の或る位置づけを、何らかの意味において取り込み、他方、「ティス」を付することによって何らかの意味において突き放すようにして用いられていると考えられる。

以上のようなことを考え合わせるとき、次のようなことが推し測られるのではないであろうか。

(α) アリストテレスが、体系上の少なくとも見通しにおいて、「ポリリーティケー」に当たる位置を有する知(ないしは知に代わる何か)あるいはそれに代わる知を想定していたとすれば、それは、

技術とは別の特質を持つものでなければならなかった。(ただし、その呼称がすなわち「ポリリーティケー・ティス」であると断定することはできない。)

(β) 「ポリリーティケー・ティス」は、「ポリリーティケー」とは区別されるけれども、「ポリリーティケー」の或る位置づけに要請される諸条件の少なくともいずれかを何らかの仕方であらわしたものであるべきだとアリストテレスは考えていた。

右の(α)、(β)に関してアリストテレスが具体的にいかなるものを考えていたかということは、ここには述べられていない。ただ、ここでいかなる問題をいだいて新たに独自の途を展望していたかということは、前節の考察から、若干ながら、窺い知れるように思われる。最後に、その点を確認することにした。

前節に則った解釈をする限り、もし、諸技術の間に成立している支配-従属関係の延長上に「ポリリーティケー」を要請するとすれば、そこには、(i) 目的の自明性ということ、(ii) 下位の技術に伴う欲求が当の支配-従属関係に調和していることが求められてくるであろう。しかしながら、「ポリリーティケー」においては、これらのことが、いずれも、無条件には成り立たないということが、だれの目にも明らかになるように述べられていると考えられるのである。

とすれば、「ポリリーティケー」というものに関して、アリストテレスは、このとき、少なくとも次のような問題をいだいていたと見られよう。すなわち、「ポリリーティケー」が先行箇所のようにとらえられたとき、

(イ) そもそも(i) 目的の自明性、(ii) 欲求と支配権の調和、といっ

たものが成立しうるのか。

(ロ) もし成立しうるとしたら、いかなる場合に成立するのか。

(ハ) 成立しない場合もあるとすれば、「ポリテーケー」(に相当するもの)の特質と下位技術に対する関係を、技術をモデルとしたとらえ方を離れて、いかにとらえ直さなければならぬか。以上のような問題である。

こうした問題が、先の(α)、(β)(これらが区別されるとすれば)それぞれの局面で、どのように解決されようとしているのか、このことを、単位をなす思索の跡それぞれについて探っていくことが、われわれの課題となるわけである。

そして、(β)に限って言うならば、それを探るために、次に、われわれは、続く第三章に注目しなければならぬと思われるのである。その第三章の所論を読み解くことを、次なる課題として残すことにしたい。

注

- (1) ここで言う「倫理学的論究」とは、アリストテレスが『ニコモス倫理学』でなそうとしている論究 (*zēthōs*, 一〇九四b 一一参照) を、便宜的に称したものにすぎない。したがって、それは、その論究の学問的位置などに関する或る特定の解釈を含意させたものではない。

(2) 著作の成立史を構成しようとした諸家の見解は、いくつかの点で著しく相違する結果になった。それにもかかわらず、その説明づけは、それぞれに一応の整合性を持ちえているのである。

(3) 拙稿「アリストテレスにおける政治術の位置づけの問題」

(一)——『ニコモス倫理学』第一巻第一章の問題点——」筑波大学倫理学研究会『倫理学』第5号(一九八七)、六五—七五頁。

(4) 「一種の政治学的な研究」(岩波文庫版高田三郎訳)、「政治術に属する論究の一つ」(加藤信朗訳)などと訳される語句である。しかし、この語句に訳を与えることは、それ自体、一つの解釈を前提することにならざるをえないと思われるので、ここでは、暫定的に、ギリシア語を片かなで表記することにす

る。

(5) 比較的近年公刊された著作で、本研究に関連する問題を扱ったものとしては、次のものが特に注目されなければならないと思われる。G. Bien, *Die Grundlegung der politischen Philosophie bei Aristoteles*, Freiburg/München, 1973. 邦訳 A. B. Hentschke, *Politik und Philosophie bei Plato und Aristoteles: Die Stellung der „NOMOI“ im Platonischen Gesamtwerk und die politische Theorie des Aristoteles*, Frankfurt am Main, 1971. 邦訳 われわれとは、意図とアプローチの仕方において異なるものがあると思われるので本稿では言及しないが、機会を改めて、そのそれぞれの所論を吟味・批判しなければならぬであろう。

(6) 第六巻第一章と第二章は、同巻第三章以下との脈絡に関して、それぞれ別個に検討されなければならないであろう。また、第三章以下についても、後からの挿入と見られる若干の部分が

ある。

(7) 第六巻は、古来、第五、七巻とともに、『エウデモス倫理学』と共通の巻とされている。そこで、それぞれの巻が、それぞれ本来いずれの書物に属していたのか、という問題が立てられてくる。これが、帰属問題である。かつて、イエーガー (W. Jaeger) は、「プロネーシス」の概念を一つの手がかりとして「発展史 (Entwicklungsgeschichte)」なるものを構成しようとしたが、それに当たって、第六巻を無批判で『ニコマコス倫理学』に属するものと見なした (W. Jaeger, *Aristoteles: Grundlegung einer Geschichte seiner Entwicklung*, Berlin, 1923; zweite veränderte Auflage, Zürich/Hildesheim, 1955, S. 270, Anm. 1)。それによつて、『ニコマコス倫理学』の全文書上のまとまりを信じすぎることになったのが、イエーガーの瑕瑾であったと考えられる。なお、この帰属問題については、未だ決着を見ていない。比較的近年の研究としては、A. Kenny, *The Aristotelian Ethics: A study of the relationship between the Eudemian and Nicomachean Ethics of Aristotle*, Oxford, 1978。が注目されるべきであろう (『西洋古典学研究』XXVIII, 一九八〇所収の加来彰俊教授による書評を参照されたい)。

(8) もちろん、他にも「ポリリータイケー」に対する言及はある。第二巻第三章 (一一〇五 a 一二)、『第五巻第二章 (一一三〇 b 二八)』第七巻第十一章 (一一五二 b 一)、『第十巻第七章 (一一七七 b 一五)』同巻第九章 (一一八〇 b 三二以下) などがあげられるべきであろう。しかし、「ポリリータイケー」の位置づけを

めぐる問題に、現に取り組んでいる場面が読み取られるのは、ほかならぬ第一巻と第六巻であると考えられるのである。

(9) 第一巻において「ポリリータイケー」は、当面の論究すなわち『ニコマコス倫理学』でなされる論究の学問的位置づけが示唆される過程で呈示され、第六巻においては、「プロネーシス」の一形態としての位置づけが与えられるのであった。

(10) プラトンの対話篇との関連については、J. Burnet, *The Ethics of Aristotle*, London, 1900, Introduction § 13, pp. xxiv~xxv。を参照。

(11) とりわけ、第六巻第十三巻を参照のこと。

(12) 古くは、アスマンシオスの解釈がこれに当たると思われる。cf. Aspasii *In E. N.*, p. 6, 16~31 Heybut (CAG 19, 1)。

(13) 「ポリリータイケー」を「国」「家」「個人の各々にかかわる三種に分ける」という着想は、第六巻第八章 (一一四一 b 二三~一一四二 a 一) の論述内容をいわば拡大解釈したうえで持ち込むことによつて得られたものと見ることもできるであろう。もしそうであるならば、この解釈は、他の箇所論述内容を無批判に援用していることになる。ただし、この箇所と第六巻第八章は、扱われる問題に関して共通するものがあるのは確かだと思われる。それゆえ、両箇所を比較すること自体は、アリストテレスの思索の展開のさらなる解明のためには有効であると考えられる。

(14) ハーネットの解釈がこれに当たると。cf. J. Burnet, *op. cit.*, p. 10。

(15) 「チーナキの解釈がこれに相当す。」 cf. R. A. Gauthier et J. Y. Jolif, *L'Éthique à Nicomaque, Introduction, Traduction, et Commentaire*, Tome II : *Commentaire*, première partie, Louvain/Paris, deuxième édition, 1970, pp. 10~12.

(16) ただししかし、この解釈では、第十卷第九章の論述内容が援用されてきており、このことの可否が問われなければならないかもしれない。

(17) 注(3)に示した拙稿を参照されたい。なお、筆者が、この箇所的重要性に気づかされ、解釈上の問題点を教えられた論文として、とりわけて次のものを記しておかなければならない。加藤信朗『「ニコマコス倫理学」の冒頭箇所(1094a1-22)の解釈をめぐる』『西洋古典学研究』XXIV, 一九七六、一三〜二一頁。

(18) 第六卷第四章参照。

(19) 注(10)参照。なお、この箇所と、プラトンのいわゆる後期著作群との関係の解明は、未だ十分にはなされていないように思われる。これは、筆者にとつてのこれからの課題でもある。

(20) 原語では、*εἰσα* という形容詞の最上級が用いられている。この語の訳語と意味内容については、別途に吟味しなければならないであろう。さしあたり筆者が注目しているのは、第六卷第二章一一三九a一七〜一八の *εἰσαεἰσα* の用例である。

(いしい・まさゆき 筑波大学大学院哲学・思想研究科)